

神山町農業委員会

議 事 録

令和6年7月30日開催

神 山 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和 6 年 7 月 3 0 日 神山町農業委員会を
神山町役場すだち（2 0 1）において開催

・出席農業委員は次のとおり（13人）

1 番	河口	正紀	2 番	鳥庭	純子	3 番	原田	健義
4 番	森本	守	5 番	岡本	悦男	6 番	松原	和久
7 番	相原	利章	8 番	藤森	正三	9 番	高橋	正和
10 番	鍛	喜文	11 番	山本	實義	12 番	加藤	宏行
13 番	河野	宏吉						

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（5人）

広野地区	佐藤	重樹	阿川地区	阿部	純孝
鬼籠野地区	河野	一弥	神領地区	小川	利文
下分、左右内、上分地区	栗飯原	俊幸			

・欠席農地利用最適化推進委員は次のとおり（1人）

下分、左右内、上分地区 竹内 利夫

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 事務局次長 河野 あかね

1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。
本日は、全委員さんに出席をいただいておりますので総会が成立
しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の竹内委員さんより欠席の連絡がありました。

なお、本日は河野町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありました
のでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

2. 開会宣言 （午後1時31分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5
条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしております議案書のとおりでございます。」

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2	議案第11号	非農地証明願について
日程第3	議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第13号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議案第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6	議案第15号	耕作放棄地に係る非農地判断について
日程第7	議案第16号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第17号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。1番河口委員さん、2番鳥庭委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の河野事務局次長を指名いたします。」

5. 議案第11号について

議長「日程第2 議案第11号非農地証明願についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の3ページをお願いします。」

（議案朗読）

局長「それでは、受付番号4番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんから、農地に●●が建っている●筆について相談があり、非農地証明願での申請となっております。

4ページに申請地の謄本を添付しております。内容は特に問題ございません。

申請地の場所についてですが、5ページに位置図、6ページに公図を添付しております。申請地は●●●●で、●●●●さん宅の●●に位置しております。

7ページに現況写真を添付しております。8ページには非農地化を裏付ける資料として平成2年6月に撮影された写真を添付しております。平成2年6月より●●が建っていることが確認できますので、申請地が20年以上非農地化していることが確認できます。

受付番号4番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号4番の担当委員の6番松原委員さんから現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

松原委員「以前の農業振興地域除外の現地調査において確認しているところでございます。20年以上前に建築されたと思われる●●が建っており、農地への復旧が困難であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第11号受付番号4番について説明、意見をいただきました。ご質疑ございませんか。」

（質疑なしの声）

議長「質疑ございませんので、議案第11号非農地証明願による許可申請について受付番号4番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので、議案第11号非農地証明願による許可申請について受付番号4番は原案のとおり決しました。」

6. 議案第12号について

議長「日程第3 議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書9ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、説明をいたします。受付番号14番の譲受人の●●●●さんが譲渡人の●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

12ページから18ページに申請地の謄本を添付しております。

申請地の場所についてですが、19ページに位置図、20ページ、21ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●さん宅の周辺に位置しております。

22ページから24ページに現況写真を添付しております。

25ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、主に●●●、●、●●、●●を栽培し、自家消費分を除いた全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

26ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地はございません。

27ページをご覧ください。作付予定作物、作物別の面積についてですが、申請地取得後は、●、●●、●●●等を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、草刈機●台を所有しております。また、耕耘機、トラックを各●台導入する予定でございます。

28ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日、妻の●●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われれます。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

29ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号14番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号14番の担当委員の12番加藤委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

加藤委員「4月9日の朝、現地を確認して参りました。現地は車を横付けできない場所で徒歩で奥に入らないと行けない場所です。申請者の●●さんは意欲的な方で、ご自身も林業をされているみたいなので、ユンボ等を借りて、木を切り倒して道を作っ

ていきたいと考えているそうです。現況は1年2年放置していたら危ないなという感じだったのですが、ここで手入れをしてくれる方が入ってくれて良かったなと思いました。面積はかなり広いのですが、集積されている場所なので、耕作を始めれば問題ないと思います。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号15番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号15番について説明をいたします。譲受人の●●●●●さんが譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

30ページから33ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、34ページに位置図、35ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●で●●●●●さん宅の●●に位置しております。36ページに現況写真を添付しております。

37ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画について、内容を説明させていただきます。構成員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●を栽培し、自家消費する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

38ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●さんの所有農地及び借入地はございません。

39ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、耕耘機を●台所有しております。また、耕耘機●台を導入する予定でございます。

40ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日、子の●●さんが●●日、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われます。以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

41ページには譲受人の●●さんの住民票を添付しております。

受付番号15番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号15番の担当委員の1番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「所有者につきましては高齢で、現在、農業をする自信、体力がないということで、使用貸借でなんとか耕作している状況です。譲受予定者の●●さんも結構な高齢ではありますが、後継者もおいでますし、現在、家庭菜園をやっている農業経験もあるということで問題はないと考えております。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号16番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号16番について説明をいたします。譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

42ページ、43ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、44ページに位置図、45ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●●で●●●●●宅の●●に位置しております。46ページに現況写真を添付しております。

47ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画について、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。

経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、主に●●●、●●等の●●●●、●●等を作付し、１～２年は自家用として栽培し、収穫状況の様子を見て販売を検討する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

48ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地及び借入地はございません。

49ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●、●●●、●●●●●等、各種●●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、耕耘機及び草刈機を各●台導入する予定でございます。

50ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。

51ページに●●さんの住民票を添付しております。

受付番号16番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号16番の担当委員の10番鍛委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「7月11日に事務局の河野さんと●●さんの関係の関連の司法書士の方と3人で現地確認に行きまして。場所は、●●●●●●●●●●から上げてすぐ上になります。今も農地は前の所有者の方が栽培しておりまして、何も問題はないと思います。よろしく願います。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号17番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号17番について説明をいたします。譲受人の●●●さんが、譲渡人の●●●さんから畑を●筆購入する案件でございます。

52ページ、53ページに申請地の謄本を添付しております。申請地の場所についてですが、54ページに位置図、55ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●●で●●さん宅の●●及び●●に位置しております。56ページ、57ページに現況写真を添付しております。

58ページをご覧ください。譲受人●●さんの土地利用計画について、内容を説明させていただきます。世帯員は●人で、●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は田●●●●㎡、畑●●●●㎡で、合計●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、主に●●を栽培し、全量を販売する予定でございます。以下の項目については記載のとおりでございます。

59ページをご覧ください。●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在●●さんの所有農地は、田●●●●㎡、畑●●●●㎡で、合計●●●●㎡でございます。借入地はございません。

60ページをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況は、トラクター、耕耘機及びトラックを各●台所有しております。

61ページをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は申請者の●●さんが●●●日であり、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。

62ページ、63ページに●●さんの住民票を添付しております。

受付番号17番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号17番の担当委員の10番鍛委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「7月16日に事務局の河野さんと●●さん本人と共に現地確認に行って参りました。場所は2か所あって、1か所は●●さんの隣で、もう1か所は●●●●●●●●●●●●になります。現在も●●さんが●●を植えて管理をしておりますので、何も問題はないと思いますのでよろしくお願いします」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第12号 受付番号14番から17番について、説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についての受付番号14番から17番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議ございませんので、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について受付番号14番から17番は原案のとおり決しました。」

7. 議案第13号について

議長「日程第４ 議案第１３号農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の64ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号１番についてご説明をいたします。

本件は申請者の●●●●さんの畑を宅地に転用する案件でございます。

65ページに申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題ございません。

[illegible]

69ページをご覧ください。●●さんの事業計画書について、内容を説明させていただきます。1の申請地の所在等については先に説明したとおりです。2の申請地を選んだ理由は、陽当たり良好で、●●●●●●●●●●●●●●●●や、交通機関、国道から近く、便が良いためでございます。3の転用計画の概要は、神山杉を使った木造2階建て住宅を建築し、今後宅地として利用します。日陰が出来る範囲に農地はなく、被害を与えることはございません。取水は町水道を利用し、浄化槽を設置します。隣接地の同意も得ており、問題ございません。4については特にございません。その他参考となる事項についてですが、周辺に土地改良区はございません。また、排水につきましては、近隣の方より了承を得ておりますので、問題ございません。後日、近隣とトラブルがあった場合は、転用者の責任において対処するというところでございます。

70ページは土地利用計画図、71ページは平面図を添付しています。

72ページに株式会社阿波銀行の残高証明を添付しており、申請書に記載の造成費及

び建築費以上の資金を確保しております。また、残高証明が申請者の夫名義であります
が、同意の文書が記載されておりますので問題ございません。

受付番号1番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号１番の担当委員の河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「今回の土地は、前回の農振計画で農用地から除外されたものであり、周辺農地への影響もほとんどないと考えられることから問題ないと考えます。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第13号受付番号1番について説明、意見をいただきました。ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第13号受付番号1番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について受付番号1番は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付いたします。」

8. 議案第14号について

議長「日程第５ 議案第１４号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「議案書の73ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長 それでは、受付番号7番についてご説明をいたします。

本件は、譲受人●●●●さんが譲渡人●●●●さんの畑を資材置場に転用する案件でございます。

74ページに申請地の謄本を添付しております。所有者等特に問題ございません。

75ページには位置図、76ページに公図を添付しております。申請地は●●●●●で、
●●●●●●●●●●●●●●●●から●●に約●●●mのところに位置しております。

77ページに現況写真を添付しております。

78ページをご覧ください。●●さんの事業計画について、内容を説明させていただきます。

1の現に利用している資材置場の状況については、79ページに現況写真を添付しております。2の過去3か年の事業取扱高については、記載のとおりでございます。3の現に保有している資材等の種類・数量については、●●●●●トン、●●●●●●トン、●●●●●トンでございます。4の資材置場の必要性については、現在、使用している資材置場が、資材の増加により手狭になったためでございます。5の申請地を選定した理由についてですが、(1)事務所または事業所からの経路及び距離は、0.5kmでございます。(2)主たる道路からの進入路の幅員は、3.5mでございます。(3)その他申請地は、平坦地で付近に民家もなく、事務所から近いため申請地を選定しております。6の土地利用計画図については、80ページのとおりでございます。

受付番号 7 番の説明は以上でございます。」

下分字庄部 42筆 13,824㎡ 下分字馬地 25筆 9,927.3㎡
合計 134筆 52,287.3㎡ でございます。

84ページから92ページに大まかな位置を示した航空写真を添付しております。84ページに田ノ窪、85ページ、86ページに持部、87ページに鬼籠野字中内、88ページに西青井夫、89ページに東青井夫、90ページ、91ページに庄部、92ページに下分字馬地を添付しております。航空写真上の黄色の旗が対象箇所でございます。93ページから97ページに一覧表、98ページから108ページに現況写真を添付しております。98ページから100ページに持部、101ページに田ノ窪、102ページに鬼籠野字中内、103ページに西青井夫、104ページ、105ページに東青井夫、106ページに下分字馬地、107ページ108ページに庄部を添付しております。以上でございます。

議長「ただいまの説明に関連して、広野地区担当委員の3番原田委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

原田委員「6月26日事務局の滝上さんと河野さん、農業委員の鳥庭さんと私の4名で現地を調査してきました。今、説明があったとおり持部はすでに山林化しており、田ノ窪も現況は山林化しておりますので、非農地判断をして問題はないと考えます。」

議長「続きまして、鬼籠野地区担当委員の9番高橋委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

高橋委員「6月27日の農地パトロールで、事務局の滝上局長、河野さん、藤森委員、推進委員河野さんと私の5名で回りました。あらかじめ地図で調べたところを確認して回ったんですけど、ここに挙げたところは完全に森林化していて、現況復帰が困難と思いますので非農地判断が適当だと思います」

議長「続きまして、神領担当委員の10番鍛委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

鍛委員「6月27日に滝上局長、事務局の河野さん、農業委員の河野会長、河口委員、私と推進委員の小川さんと6名で3時間ほど神領地区の農地パトロールに行きまして。非農地判断として、西青井夫で1件、東青井夫で5件、面積で約5400㎡でした。西青井夫は一部耕作されておりますので、非農地判断に至らないところが結構ありました。東青井夫は木が大きくなって放置状態でしたので、非農地判断としました。」

議長「続きまして、下分担当委員の11番山本委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

山本委員「6月28日に農地パトロールを兼ねまして調査してきました。議案書の中の写真の106ページに下分字馬地があります。この上の写真のガードレールより下の方が非農地ということで、下の写真が現地でございます。40年くらい前に家を出られて、杉を植えたということで、このような状態になっております。107ページの写真は、庄部地区でございます。庄部地区は家が1軒しかございません。すべて出られて、杉を植えたということで、植林をして今現在このような状態なので、耕作をするのはまず難しいと思います。よろしくお願いします。」

議長「ただいま議案第15号耕作放棄地に係る非農地判断について説明をいただきました。議案第15号について、ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がないようでありますので、議案第15号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がないので議案第15号耕作放棄地に係る非農地判断については、原案どおり決定いたします。」

10. 議案第16号について

議長「日程第7 議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「議案書の109ページをお願いします。」

(議案朗読)

局長 それでは、新規案件についてのみ、補足説明をさせていただきます。

110ページをお願いします。番号1についてご説明をいたします。借人の●●●●さんの構成員は●人で●人が農業に従事しております。年間の農作業従事日数は●●●日でございます。農機具の所有状況は、軽トラックを●台 所有しております。以上でございます。」

議長「議案第16号について、ご質疑ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑がございませんので、議案第16号について原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので議案第16号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

11. 議案第17号について

議長「日程第8 議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についてを議題とします。事務局より議案の朗読をお願いします。」

局長「議案書の１１１ページをお願いします。」

（議案朗読）

（再設定案件のみのため補足説明はなし）

議長「議案第１７号について、ご質疑ございませんか。」

（質疑なしの声）

議長「質疑がございませんので、議案第１７号について原案どおり決するに異議ございませんか。」

（異議なしの声）

議長「異議がございませんので議案第１７号の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）は原案どおり決定し、町長に答申することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

（閉会時刻 午後２時１８分）

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

1 番 委 員

2 番 委 員